答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、平成30年9月26日付けの保護変更決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

- (1) 保護基準の引下げにより、10月分の保護費が9月分より減額され、生活が困難となっている。
- (2) 本件改定後の保護基準は、生活保護利用者の生活を反映しておらず、憲法25条が規定する健康で文化的な人間らしい生活ができない。保護基準の設定及び改定は、厚生労働大臣の権限であるが、次に述べる問題があり、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用がある。
 - ア 本件改定の減額幅は、平均1.8%、最大5%であり、これが平成30年10月から令和2年10月にかけて3回に分けて 実施される。また、本件改定は、平成25年の保護基準引下げに続いて、さらに減額を行うものであり、ほとんどの世帯が引

下げとなっている。

- イ 本件改定は、所得の最下位である第1・十分位(下位1 0%)の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものである が、日本では生活保護の捕捉率が低く、下位10%の最貧困層 には保護基準以下で生活する者が多数含まれ、こうした階層の 生活水準に合わせることは、際限なく保護基準が下がり続ける ことになる。
- ウ 昭和59年から保護基準の検証方式は、平均的一般世帯の消費水準の6割以上の水準で均衡させようという消費水準均衡方式である。厚生労働省の保護基準部会の報告書では、夫婦子一人世帯以外は、消費水準均衡方式の求める中間所得層の6割水準を維持できないこと等から、これらの世帯については、算出された指数どおりに生活扶助基準を改定しないように求めていた。しかし、本件改定は、保護基準部会の当該意見を無視して行われた。
- エ 平成25年の保護基準引下げの際、厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIという数値を用い、物価下落を根拠として、保護基準を引き下げた。同じくCPIを用いて平成28年時点の物価動向を見ると逆に上昇しているが、本件改定では、一切物価を考慮しなかった。物価下落局面ではこれを考慮し、上昇局面では考慮しないのは、極めて恣意的である。
- (3) 本件処分通知書には、おおむね「基準改定により」としか記載されておらず、本件処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法律を適用してなされたかを了知することは困難である。したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法24条4項及び行政手続法14条に違反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年3月25日	諮問
令和3年7月29日	審議(第57回第4部会)
令和3年8月25日	審議(第58回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の 変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその 決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者 に通知しなければならないとされている。

(2) 保護基準による入院患者日用品費等についての定め

保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助の項目に係る支給額の算定方法等について

は、保護基準(本件改定後のもの。以下同じ。)の別表第1「生活扶助基準」において定められている。

そこでは、「基準生活費」について、入院患者日用品費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによるとされており(別表第1・第1章・1・(2)・ウ)、また、「入院患者日用品費」については、病院又は診療所に1箇月以上入院する者を対象に算定すること、基準額は22,680円と定められている(同第3章・1・(1)及び(2)・ア)。

また、保護基準別表1の第2章には、生活扶助において加算すべき各加算項目が示されているが、その1つとして、「障害者加算」があり、入院患者で障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者」に該当する障害のある者に支給すべき月額は14,590円とされている(第2章・2・(1)及び(2)・イ)。

(3) 局長通知

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理 基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局 長通知」という。)の第 7 · 2 · (3) · アによれば、入院患者の基 準生活費について、「病院又は診療所…において給食を受ける入 院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基 準生活費は算定しないこと。ただし、1 2 月における期末一時扶 助は算定するものとすること。」とされている。

また、局長通知第7・2・(3)・クによれば、「入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額(中略)を計上すること」とされている。

同じく局長通知第7・2・(2)・エ・(エ)によれば、「障害者加 算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院 退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせ て加算額の認定変更も行うこと。」とされている。

2 本件処分についての検討

(1) これを、本件について検討すると、処分庁は、請求人が入院したこと及び入院期間が1月を超える見込みであることを確認したことから、変更日を平成30年10月1日として、請求人に対し、「○○さんの入院による。基準改定等による。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

そして、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、①支給額の算定は、入院患者日用品費について見ると、22,680円とされており、本件改定後の保護基準に正確に当てはめた上で算定されていることが認められる。

また、障害者加算についても本件改定後の保護基準に従って算定しており、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) ところで、本件処分通知書には、「保護を変更した理由」について、「基準改定等による。」と記載した部分がある。

この点、請求人に係る保護費が平成30年10月1日から変更となったのは、「○○さんの入院による」ためであり、本件改定によるものではないため、当該記載は、本件処分の理由として必要なものとはいえない。その一方で、保護実施機関として、広く被保護世帯に対して、新たに保護基準の改定があった旨を通知することが、全く無用ということもできないから、同記載をもって、本件処分の効力を左右するような違法・不当なものとまでいうことはできない。なお、支給額については、本件改定後の保護基準により適正に算出されている。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記 (第3・(1)) のとおり主張する。 しかし、上記 2 で述べたとおり、本件処分は、請求人が入院し たこと及び入院期間が1月を超える見込みであったことによりなされたものであり、保護費の変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものと評価することはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、上記(第3・(2))のとおり、本件改定後の保護基準が、憲法25条の保障する健康で文化的な最低限度の生活に適合しておらず、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用があるなどと主張する。

しかし、入院患者日用品費の基準額及び入院患者に対する障害者加算が適用されることとなる請求人については、本件改定を原因として請求人の保護に何ら変更がないことは既に述べたとおりである(上記2・(2))。なお、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、審理員意見書は、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできないとするが、当該判断は妥当である。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) さらに、請求人は、上記(第3・(3))のとおり、本件処分は、 十分な理由付記を欠く点において、法24条4項及び行政手続法 14条に違反すると主張する。

しかし、「基準改定等による。」との記載については、上記 2・(2)で述べたとおりであり、また、「〇〇さんの入院によ る。」という記載は、入院患者日用品費の支給と障害者加算が適 用されることを示すものである。したがって、本件処分における 理由の記載については、格別不備があるということはできず、理 由の記載の不備を理由に本件処分を取り消すべきとする請求人の 主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、 違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美